

2019年3月27日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 512

法令順守の要点と実務―

大学法人のガバナンスと当面する法律上の課題

～ 大学法人のこれから／民法改正の影響／Q&A ～

ご参画・ご派遣のお願い

【企画協力：学校法人 城西大学】

国公立大学の法人制度改革の進展の中で、益々、コンプライアンス対応は重要テーマとなっており、役員及び“大学法人法務”に係る担当者の責務が高まっております。

約 120 年振りの大改革となる改正民法（債権・契約関係）の施行まで 1 年余を残すのみとなり、具体的な対応は急務です。1. 学生・保護者等との関係～学納金・貸与奨学金等の債権管理、保証人の包括根保証の禁止の拡大と情報提供義務の新設、学則等の学内諸規程の「定型約款」制度の新設。2. 教職員との労働契約に係る賃金等請求権の消滅時効期間、3. 取引先業者等との売買・賃貸借・消費貸借・委任・請負等の改正に伴う各種契約書ひな形の改訂、等々。

また、この 1 月には「企業内実習・インターンシップ等の実施に係る労働法上の留意事項」についての高等教育局長通知がなされております。学生と雇用契約を結んだ上で実務を行う「雇成型」では、賃金・安全衛生・労働保険等について、労働関係法令等の適用対象となります。雇用契約を結ばないで職場体験や訓練を行う「非雇成型」においても、直接生産活動に従事する場合など、個々の具体状況により、「労働者性」が総合的に判断されることとなります。中長期インターンシップ・コーオペ教育の拡大の中で、大学としての就業体験先との諸対応が必須です。

さて、本セミナーでは、清水 潔氏（元文部科学事務次官／弁護士）から、大学法人が当面する法律上の諸課題とともに、今後の国公立大学の連携・再編の制度改革、ガバナンスのこれからのことについて論展いただきます。大河原 遼平氏（弁護士／文科省私学部出向／学校法人分科会制度改善小委員会委員）から、今次の民法（債権・契約関係）改正の要点解説とともに大学法人法務の具体的対応について論展いただきます。

つきましては、新年度スタートの多忙の折とは存じますが、貴学のキーパーソン各位に、ぜひともこの機会にご参画・ご派遣を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、ご関心の各位にご転送・ご案内いただけましたら、幸いです。

パンフレット版は、下記よりご覧いただけます。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/190412.pdf>